

船橋市地方卸売市場活性化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場（以下「市場」という。）が定める経営戦略に基づき、市場の活性化を図るための事業（以下「活性化事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 活性化事業の実施主体は船橋市（以下「開設者」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を委託することができる。

2 開設者は、活性化事業を実施するため、卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他の市場関係事業者（以下「市場関係事業者」という。）に対して、必要に応じて協力を求めるものとする。

3 この要綱の定めは、市場関係事業者が主体となって自主的に実施する、市場の活性化を図るための取組を妨げない。

(実施目的)

第3条 活性化事業は、次の各号に掲げるいずれかの取組を実施することを目的とする。

- (1) 市場の取扱高向上に資する取組
- (2) 市場の情報発信に関する取組
- (3) 市場の役割の理解促進に資する取組
- (4) 食文化の啓発及び普及に関する取組
- (5) 環境負荷の軽減に資する取組
- (6) 前各号のほか、船橋市民に親しまれる市場の実現に資する取組

(事業内容)

第4条 前条の目的を達成するための活性化事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通い容器の利用事業への補助
- (2) 市場見学会の実施
- (3) 市場一般開放日におけるイベントの実施
- (4) 料理教室の実施
- (5) 魚のさばき方教室の実施
- (6) ロゴマーク等を活用した市場のPR

- (7) 卸売業に精通した者その他の者を講師とする講習会の開催
- (8) 前各号のほか、開設者が市場の活性化に資すると認める内容

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。